

核兵器禁止条約議長提案の分析

広島市立大広島平和研究所准教授

博士（法学） 福井康人

I. 議長提案(A/CONF.299/2017/CRP.1)起草のための 4 つの基本方針

(1) 補完性

既存の国際文書を強化し及び補完するものであり、特に核兵器不拡散条約（NPT）に代表される核不拡散体制を弱体化させない。

(2) 強化

既存の不拡散規範を回避する抜け穴を作らない。

(3) 簡潔かつ非差別性

条約は簡潔かつ非差別的であり、核兵器の使用について明確かつ強力な禁止を示す。

(4) 将来への基礎となるもの

将来を念頭において、柔軟性を持たせて長期的に継続できるように設計する。

II. 議長提案の前文

〔目的〕核兵器使用による壊滅的・非人道的な結末への懸念及び再び使用されないための
不断の努力、環境・社会経済・開発等への壊滅的な影響の認識、核兵器使用による被害者
（Hibakusha）・核実験被害者の苦痛に留意、国際人道法の原則及び規則への依拠、いかに
なる核兵器の使用も武力紛争時の国際法の原則に反することを宣言、条約に定めがない場
合であっても確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心の要求に由来する国際法の諸
原則に基づく保護等を再認識（注：いわゆるマルテンス条項の文言が参照されている）、
国連憲章の目的と原則の実現に寄与、核兵器使用禁止が包括的核軍縮に重要な貢献となる
ことに留意、更なる核兵器廃絶の効果的措置が喫緊の課題、

（この目的のために行動することを決意し、）

—厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小の効果的前進に関する
条約を目指して行動することを決意、

—核軍縮の誠実な交渉義務が存在することを確認、

—核兵器不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）及び非核兵器地帯条約が核
軍縮・不拡散上の重要な役割を果たすことを再確認、

—人道の諸原則を促進する公共の良心を強調し、国連、赤十字国際委員会（ICRC）、NGO
及び被爆者の努力を認識し、

次のとおり協定した。

（注：以下の条約本文が、前文末文の「協定する（agree）」の対象となる形で法的拘束力を有することが明示され、第 1 条〔一般的義務〕等では更に「約束する（undertake）」の条約用語が使用されている。）

III. 条約の概要

第 1 条〔一般的義務〕

【基本的義務との関連で対象となる行為】（注：NPT、CTBT 及び既存の非核兵器地帯条約で使用されている文言をほぼ踏襲）

1. 締約国はいかなる状況下において、(a) から (g) の行為を行わないことを約束する。
 - (a)核兵器その他の核爆発装置の開発、生産、製造、他の方法により取得、保有若しくは備蓄。
 - (b)核兵器その他の核爆発装置、又はその管理に係る間接又は直接の移譲。
 - (c)核兵器その他の核爆発装置、またその管理に係る間接又は直接の受領。
 - (d)核兵器の使用。（注：コアの禁止義務としての位置づけ。）
 - (e)核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施。
 - (f)この条約の下で締約国に禁止されるいかなる活動に援助、奨励又は勧誘を行う。
 - (g)この条約の下で締約国に禁止されるいかなる活動に援助も求めず又は受けないこと。
2. 締約国は自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても以下の行為の禁止し及び抑制することを約束する。
 - (a)核兵器その他の核爆発装置の据付け、設置又は配備
 - (b)核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施

第 2 条〔申告〕

条約発効後 30 日以内に、2001 年 12 月 5 日以降に製造、所有又はその他の方法で取得した核兵器その他の核爆発装置を有するか（冒頭）申告を行う義務。

第 3 条〔保障措置〕

締約国は原子力の平和的利用から核兵器その他の核爆発装置の転用防止のため、附属書に規定された保障措置を受諾。

第 4 条〔核兵器を廃絶した締約国の措置〕

1. 2001 年 12 月 5 日以降に核兵器その他の核爆発装置を製造、保有又は他の方法により取得した締約国は条約発効までに全ての核兵器その他の核爆発装置を廃棄し、核物質及び原子力施設に関する在庫目録の完全性を検証するため国際原子力機関（IAEA）と協力することを約束。
2. 第 2 条に基づく冒頭申告の提出後 180 日以内に IAEA との保障措置協定の交渉を開始し、18 か月以内に交渉を完了。
3. 同条により必要とされる検証の実施の目的として、IAEA は核兵器開発計画に関連する如何なる場所又は施設への完全なアクセスを提供され、場合に応じて IAEA は希望する施設への訪問を要求する権利を有する。

第 5 条〔4 条が適用されない状況に対する措置〕

核軍縮に関連する更なる実効的な措置については、残存する核兵器開発計画の検証下に置

かれ不可逆的な廃棄を含め、この条約の議定書として作成され、締約国会議又は検討会議で検討される。全ての国が審議に参加できる。本条に従い、追加議定書に合意することが出来、この条約の附属書として採択される。（注：CCW 等での枠組み条約の立法技術）

第 6 条〔援助〕

1. 締約国は、核兵器の使用及び核実験の被害者は、自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても尊重され、適用可能な国際人道法及び国際人権法に則り、医療、リハビリ及び心理的療法を含めて年齢・ジェンダーに配慮した援助を提供する義務があり、社会的及び経済的に孤立しないように配慮される。

2. 核兵器の使用及び核実験による汚染地域の環境回復のために援助を要請し及び受領することが出来る。このような援助は国連制度、国際・地域及び国内組織、市民団体等又は二国間ベースにより提供される。

第 7 条〔国内実施〕

1. 締約国は、それぞれ自国の憲法上の手続によって、この条約の下での義務を実施するために必要な措置を取る。

2. 締約国は刑罰を科すことを含めた法的、行政的及びその他の適切な措置を取り、自国の管理及び管轄の下にあるいかなる場所においても、この条約により禁止された活動を防止し及び抑止する。

第 8 条〔国際協力〕

1. 締約国はこの条約の義務を実施することを容易にするため他の締約国と協力する。

2. この条約の義務を履行するため、締約国は支援を求め及び受領する権利を有する。

第 9 条〔締約国会議〕

1. この条約の適用又は実施に係る如何なる問題、核軍縮のための効果的措置の更なる検討について、必要に応じて決定し及び検討するため締約国会議が定期的に開催。（⇒条約の運用及び状況、この条約の下での義務の実施に係る各国からの報告、冒頭申告より生じる問題、効果的措置に係る提案を検討）

2. 第一回締約国会議は条約発効後 1 年以内に国連事務総長が招集し、その後は 2 年毎に開催される。

3. この条約の発効後 5 年後にこの条約の運用状況を検討するため運用検討会議を開催し、核軍縮に係る効果的措置についての交渉の状況を含めて前文の目的、この条約の規定が実現したかについて検討を行う。

第 10 条〔費用〕

1. 締約国会議又は運用検討会議の費用は締約国及びこの条約に参加する非締約国が、国連分担率に基づき適切に調整されたものに従い負担する。

2. 条約第 2 条に従い国連事務総長による活動により生じた費用は締約国のみが同様に負担する。

第 11 条〔改正〕

1. この条約の改正提案は締約国会議又は運用検討会議の検討に付される。改正のための決定は、出席し投票する締約国の 3 分の 2 過半数により合意された後採択される。

2. 改正は締約国の過半数が批准書を寄託した後に発効し、それ以降はその他の締約国にも改正の効力が及ぶ。

第 12 条〔紛争解決〕

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争が生じる場合には、当事国は紛争の早期解決を目指して交渉又はその他の平和的手段（締約国会議に対し提起すること及び合意により国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託することを含む。）により解決するものとする。

2. 締約国会議は適当と思われる如何なる手段（斡旋を提供することを含む、紛争当事国である締約国に対し当該締約国が選択する解決のための手続に従って解決するための期限を勧告することを含む）により紛争解決に寄与することが出来る。

第 13 条〔普遍性〕

締約国はこの条約の非締約国に対して批准、受諾、承認、加入することを奨励し、この条約の全ての国が加入することを目標とする。

第 14 条〔署名〕

この条約は条約発効前に署名開放される。

第 15 条〔批准〕

この条約は署名国により批准される。

第 16 条〔発効要件〕

1. この条約は 40 箇国による批准書、受諾書、承認書、加入書が寄託された後に発効する。

2. 40 箇国の批准書、受諾書、承認書、加入書の寄託の後に寄託するいかなる国についても、その寄託の 90 日後に効力を生じる。

第 17 条〔留保〕

この条約の各条の規定については、留保を付することが出来ない。

第 18 条〔有効期限〕

1. この条約の有効期限は無期限とする。

2. 締約国はこの条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退することが出来る。

当該締約国は 3 箇月前に他の全ての締約国にその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態について記載しなければならない。

3. 脱退は条約寄託者が受領してから 3 箇月後に効力を生ずる。しかしながら、3 箇月の経過後に 1949 年 8 月 12 日戦時における文民の保護に関するジュネーブ諸条約共通第 2 条に係る状況が生じている場合、更に第一追加議定書第 1 条 4 項に規定される状況を含めて、武力紛争又は占領が終了するまでの期間、これらの義務を遵守しなければならない。

第 19 条〔他の国際協定との関係〕

この条約は核兵器不拡散条約の下での締約国の権利及び義務に影響を与えるものではない。

第 20 条〔寄託者〕

この条約の寄託者は国際連合事務総長とするものとする。

第 21 条〔正文〕

この条約はアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を等しく正文とする。

〔末文〕（条約作成の慣行に従い、作成場所及び日時、署名欄等が加筆される）

附属書

1. 第 3 条により必要とされる保障措置の手続については、原料物質及び特殊核分裂性物質が主要な原子力施設内で生産、再処理若しくは使用されているか、又は主要な原子力施設の外にあるかを問わず適用対象となる。第 3 条により必要とされる保障措置は、日本国の領域内若しくはその管轄下で、又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係る原料物質及び特殊核分裂性物質に適用される。
2. 上記第項に関連する協定の適用範囲及び効力は、NPT により必要とされる協定（包括的保障措置協定（INFCIRC/153(corrected)）と同様のものとする。締約国はこの条約の発効後 18 箇月以内に効力を生ずるようあらゆる適切な措置を取る。
3. 締約国は以下の(a)及び(b)の国に対して、原料物質及び特殊核分裂性物質、又は資材、特に再処理、使用又は平和的目的のための特殊核分裂性物質の生産のために設計又は準備される以外には提供しない。
 - (a) NPT 第 3 条 1 の規定する保障措置を受諾していない NPT 非締約国、
 - (b) 当該原料物質又は機材が適用可能な IAEA 保障措置の下に置かれ、平和目的のみに使用されない限り、他のいかなる国。

（注：上記 I.前文も含め暫定的な仮訳であり、条約案自体も今後の交渉を経て更に修正されるので、あくまでも議論の参考として暫定的な訳出（部分訳もあり）を試みたもの。）

VI. とりあえずの気付きの点

1. 条約前文

前文は条約の趣旨と目的を示すものであり、条約解釈時の指針となるので条約の目指すべき方向性を十分に考慮した上で文言交渉に臨む必要がある。今後更に提案が出てくることが予想されるのでショッピング・リストにならないように留意した上で、条約の意図するところを明確且つ簡潔に過不足なくカバーする文言を確保する。広島としては特に被爆者への言及が落ちないように最大限の努力をすべき。

2. 核軍縮分野の条約の先例が積極的に使用されている

いわゆる「定義問題」をはじめとする無用の議論を惹起しないためとの利点あり。

例：①「核兵器その他の核爆発装置」NPT の表現（兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）条約交渉マンデートであるシャノン・マンデートでも同じ表現を使用）

②「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施」（CTBT 第 1 条）等特に条約案第 1 条の基本的義務の規定参照。

3. 条約案の基調トーン

完璧な理想主義的提案でなく、核兵器禁止条約に消極的・反対する国に政策変更再考の余地を与える工夫が窺える（今後の交渉において不十分として争点化する可能性もあり）。

例：①核兵器の使用禁止を優先的に目指す（威嚇や通過は入っていない。）

②核実験の禁止については検証が可能な核爆発を伴うものに限定されている。

③カットオフ・デイトは 2001 年 12 月 5 日

（START-I リスボン議定書の実施期日以降を対象としている）。

4. 核兵器禁条約は軍縮条約か不拡散条約か

議長提案の想定する検証制度において NPT の下での IAEA 保障措置との協働を念頭においていることが窺われ、核兵器廃絶を目指す軍縮条約としてのみならず NPT と協働する不拡散条約としての性格を有するものとの位置づけがなされている。このため今後の交渉に際しては核軍縮のみならず NPT の三本柱（核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用）の全ての観点からも同条約案をバランスよく検討する必要がある。

5. 検証制度の在り方

議長提案では検証制度については南アフリカの核兵器廃棄の経験を基に「南アフリカ・プラス」を提唱して附属書に詳細を記載する方式が提案されている。

【参考】1993 年 IAEA 総会文書 GC (XXXVII) /1075（アフリカの非核化）

6. 行財政的な観点から

条約分担金については国連分担率に応じて加盟国数により調整された上で決定される方式は多くの多数国間条約で採用されているものであるが、大口拠出国である米国が参加しない可能性が高い中で、安定した条約実施基盤を作成するために分担金を負担する一定数の締約国が必要となり、条約の普遍化は重要。（現在、ATT がそのような課題に直面。）

7. 日本人が軍縮・不拡散関連国際機関等の要職についていること（国連軍縮部、IAEA）は条約交渉に影響を与えうるか。

国際公務員は出身国とは距離をおいた中立性が求められており、日本政府の政策とは異なった視点からの指導力が発揮されることを期待。